

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
 株式会社ヒューマン・プライム
 東京都中央区日本橋人形町1-18-9
 ATビル5F 〒103-0013
 TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
 MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の受付が開始

今回のHP通信では、労使協定について、前回の続きとして手続き、留意点について解説する予定でしたが、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」(以下「休業支援金」と略称)の受付が7月10日より郵送で開始されましたので、こちらを優先してご案内致します。

●「休業支援金」の概要 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業(大企業は対象外)のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して労働者ご本人の申請(会社経由でも可能)により支給される支援金です。

●対象者 令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間に、会社の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者。

●「休業支援金」額の算定方法

休業前の1日当たりの平均賃金 × 80%

各月の日数(30日または31日) - 就労した日または労働者の事情で休んだ日

①1日当たりの受給額(11,000円が上限)

②休業実績

- ①原則として、過去6か月のうち任意の3か月分の賃金を90で除して算定(上限11,000円)します。「休業前」の賃金とは休業を開始した月より前に実際に支払われた賃金を指します。
- ②当該休業期間中に就労等(申請の対象となる事業所での就労等に限る)した場合、就労等日数(4時間以上の就労等であれば1日、4時間未満の就労等であれば0.5日)を当該日数から減じて算出します。ただし、4時間未満の就労等であっても、所定労働時間が4時間未満の場合に、所定労働時間どおりに就労等している場合は1日としてカウントします。
※詳細:厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」Q&A

●申請方法 現在は、郵送のみの受付となっていますが、オンライン申請の受付を準備されています。
※詳細:厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」

●書類郵送先・お問い合わせ窓口 各都道府県労働局(集中センター)にて集中処理されていますので、各都道府県労働局(集中センター)にご郵送ください。



ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。

厚生労働省の第2次補正予算では、新型コロナウイルス感染症拡大の抑え込みと、社会経済活動の回復を狙いとして、一般会計から3兆8,500億円、労働保険特別会計から1兆4,400億円の計5兆円超を拠出する。

雇用関係では、雇用調整助成金の抜本的拡充を行うとした。4月1日以降に開始される賃金締切日の休業について、9月末(現行6月末)まで雇調金の日額上限を現行8,330円から1万5,000円(月額上限33万円)に引き上げる。併せて、解雇などを行わない中小企業の助成率10分の10を同じく9月末まで延長する。申請から支給までの遅延が問題化していることに対しては、事務処理に当たる人員態勢を強化すると同時に、社会保険労務士との協力態勢を整備し、迅速化を図る。厚生労働省では、雇用、生活支援などに総額約5兆円を追加投入する。

上限額は月33万円
 厚生労働省の
 2次補正
 社労士と協力態勢も

労働新聞
6/22付

「休業支援金」を創設

雇用調整助成金の拡充と新給付制度の創設などを盛り込んだ令和2年度第2次補正予算案が通常国会で成立した。雇調金の日額上限を現行8,330円から1万5,000円に引き上げるとともに、企業から休業手当を受けられなかった労働者に対して月額上限33万円を支給する「新型コロナウイルス対応休業支援金」を創設することが決まった。雇調金支給に当たっては、処理にかかわる人員態勢の強化を図る一方、社会保険労務士との協力態勢を整備し、迅速化をめざすとしている。厚生労働省では、雇用、生活支援などに総額約5兆円を追加投入する。

新型コロナウイルス感染症防止により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった雇用保険被保険者に対して、新たに「新型コロナウイルス対応休業支援金(予算額5,400億円)」を創設し、個人対象に支給するとした。労働者を休業させたにもかかわらず、雇調金申請手続きを行わない企業がめだつため、中小企業の雇用保険被保険者に対して、休業前賃金の80%、月額上限33万円を、休業実績に応じて支給する考えである。ただし、大手企業は対象外。雇用保険被保険者でない者についても、同様の給付金支給を行う予定としている。